

令和3年度12月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

新型コロナウイルス感染症対策として、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位: 億円、%)

会計別	前回までの 累計額	12月補正予算額	12月 予算 現計額	(参考) 3年度12現/ 2年度12現
一般会計	27,544.04	478.96	28,023.00	119.7
特別会計	20,474.84	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	1,493.43	100.5
計	49,512.32	478.96	49,991.28	107.9

(2) 一般会計の財源内訳

(単位: 億円)

款別	前回までの 累計額	12月補正予算額	12月 予算 現計額
国庫支出金	9,117.10	478.96 [※]	9,596.07
その他	18,426.93	—	18,426.93
計	27,544.04	478.96	28,023.00

※ 国庫支出金の内訳は、以下のとおり。

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（検査促進枠分）：345.10 億円
- ・ “ ” （地方単独分）：41.85 億円
- ・その他：92.01 億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

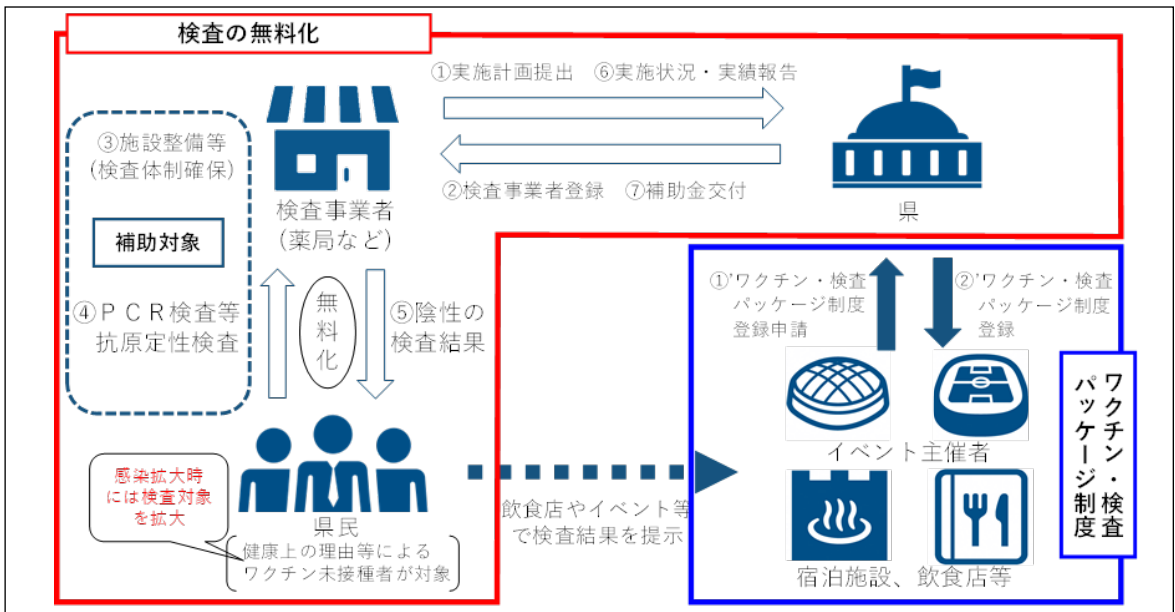
○ ワクチン・検査パッケージ等検査支援事業費

386 億 9,500 万円

「ワクチン・検査パッケージ制度」等の運用に必要となる検査や、感染拡大傾向時における無症状者の無料検査の実施体制を整備する。

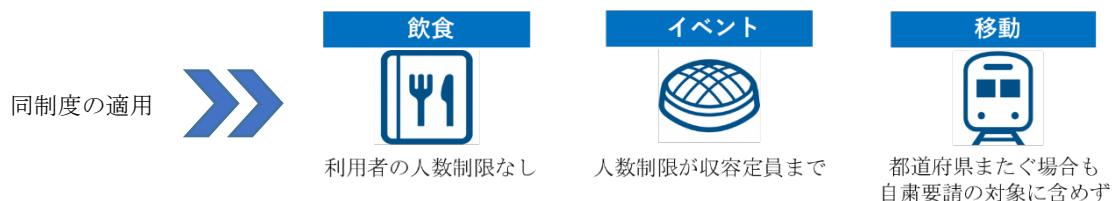
	「ワクチン・検査パッケージ制度」等の検査体制の整備	感染拡大傾向時における県の要請に基づく無症状者の検査に係る体制整備
検査対象	<ul style="list-style-type: none"> 健康上の理由でワクチン接種ができない者 12歳未満の者 	<ul style="list-style-type: none"> 感染に不安を感じる者
検査方法	<ul style="list-style-type: none"> PCR検査等 抗原定性検査 	
検査実施者	<ul style="list-style-type: none"> 薬局等(400箇所)を想定 イベント系事業者等(450箇所)を想定 	—
検査回数	・20,000回/日(計200万回)	・27,000回/日(計270万回)
期間	・令和3年12月下旬～令和4年3月31日(約100日)	
予算額	<ul style="list-style-type: none"> 検査費用：155億円 施設整備費用：22億7,000万円 	・検査費用：209億2,500万円

<検査の無料化及びワクチン・検査パッケージ制度のスキーム>



※ワクチン・検査パッケージ制度

感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を維持できるよう、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を活用し感染リスクを低減させ、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において、飲食やイベント、人の移動の各分野における行動制限の緩和を可能とするもの



[健康医療局医療危機対策本部室医療危機対策管理担当課長 電話 045-210-4790]

○ かながわ旅割実施事業費

92億 150万円

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、神奈川県内の旅行に対する割引を行う。

販売開始時期	令和4年2月1日			
割引適用期間	令和4年2月1日～同年3月10日（予定）			
対象者	県民及び近隣圏域（地域ブロック）の居住者（予定）			
割引内容	区分	旅行代金	割引額	クーポン
	宿泊旅行 日帰り旅行	10,000円以上	5,000円	2,000円
		6,000円以上	3,000円	2,000円
		3,000円以上	1,500円	1,000円
※「かながわ旅割」は、ワクチン接種済証や陰性証明の確認を行います。				

[国際文化観光局観光課長 電話 045-210-5760]

Ⅱ 条例案について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	3 件
計	3 件
(参考) 12月補正予算	1 件
合 計	4 件

2 条例案の概要

【条例の改正】

- 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例
赴任に係る旅費について、新たに採用された職員全員を対象とするため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

- 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料表の改定を行うため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
感染症患者等に接する業務等のうち、心身に著しい負担を与えるものに従事した場合における感染症等接触手当の加算等に関し、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 馬淵 電話 045-210-2251

予算編成グループ 高橋 電話 045-210-2262

II 条例案について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 高野 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 吉田 電話 045-210-3022